見積参考資料 芸西村										
(金抜)										

7 土工 第30号 高知県 安芸郡芸西村 和食甲

(繰越) 農業水路等長寿命化事業 和食地区用水路整備工事 実施設計書

作業区分請負

完成期限 令和 7年12月15日

工種区分 コンクリート補修工事

施工地域区分中山間地域

令和 7年10月20日 積算単価適用

単価適用地区 安芸土木事務所 1地区(南部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費 の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するも のではない。
- ・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を 最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違い がある場合においても、入札の公正性が確保される範囲 で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

T事概要 起工又は変更理由 記工又は変更理由 記工又は変更理由 記載 記載 記載 記載 記載 記載 記載 記				P. 2
コンクリート水路補修工事 東地水利組合水路 L=171,11m				
東地水利組合水路 L=171.11m	工事村	既要	起工又は変更理由	
東地水利組合水路 L=171.11m				
FROM TO 図面番号	コンクリート水路補修工事			
FROM TO 図面番号	市地址到2000年1-171	11		
図面番号	果地水利組合水路 L=171.	l Im		
図面番号				
図囲金万	FROM FROM			

第1条 十木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この 限りではない。

第2条 環境物品等の調達の推進(グリーン購入法)

1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき 重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材 ・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関す る法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載 し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査 職員に説明すること。

注1:県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材を利用した場合には「木材等を使用した公共土木施設 の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

- 2 調査表の作成要領、提出について
- (1)調査様式(木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表)、 を高知県ホームページ (https://www.pref.kochi.lg.jp/) 林業振興・環境部 木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

(2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第5条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額(消費税含む)が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

- (1) ア〜オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。
- ア 掲示板 (現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの)
- イ 工事看板(1ヶ所以上)
- ウ バリケード (1品以上)
- エ 木製クッションドラム (1品以上)
- オ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式 仕様等(形態、寸法、色彩ほか)は、「道路工事の安全施設設置要領(案)」 (平成8年3月)に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書 に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例:現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

- 注1:木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加 Tしたものとする。
- 注2:別工事で購入(加工)した木製品の使用も可とする。
- 注3:使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。
- 注4: 県内産木材使用(納入)証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に 納めること。

第6条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第7条 ダンプトラック等による渦積載の防止

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- 2 さし枠装着車等に十砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長する ことのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の 利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第8条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力 源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある 場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する 建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第9条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注:不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、灯油等)
- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第10条 ウィークリー・スタンスについて

1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を 改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィー クリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー ・スタンス実施要領によるものとする。

(令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第11条 公共事業労務費調査に対する協力

1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注

者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- 2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受 注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事 の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下 請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前3項と 同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第12条 施工形態動向調査等に対する協力

1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者 は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなけ ればならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第13条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第14条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(

改ざん検知機能) は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(C RYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing /index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理) 及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版(工事編)の表 2-1電子納 品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2 に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイド ライン第5.2版(工事編)の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集に は該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第15条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の 試験区分に係る試験項目は必要に応じて試験を行うものとする。

第16条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額 (税込み) が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員 と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル (車輪式)
- ・ブルドーザ
- · 発動発電機 (可搬式)
- · 空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧ユニット(次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ

- ホイールクレーン (ラフテレーンクレーンを含む)
- ※対象はディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kw以上260kw以下) を搭載した建設 機械に限る。

第17条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から
- 1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和2年4月 (高知県土木部)) | によることとする。
- 第18条 法定外の労災保険の付保
- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 第19条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について
 - 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたって は下記のホームページを参照すること。
 - 高知県土木部技術管理課ホームページ

(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/)

第20条 監理技術者等

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者(以下、「専任特例2号による監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)~(12)の要件を全て満たさなければならない。
- (1)兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事(維持委託業務等を含む。)でないこと。(例:24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等)
- (2) 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
- (3) 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
- (4) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例2号による監理 技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の 相互の距離が 10km程度以内の近接した場所であること。
- (5) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外(公共工事に限る。)でも可能とする。
- (6) 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の 巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (7) 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体

制であること。

- (8) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (9) 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1級施工管理技士補を有する者又は1級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (10) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係にあること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (12) 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。
- 2 本工事の監理技術者が専任特例2号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」(令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知最終改正:令和7年1月23日付け6高土政第1196号)に規定する別記様式1、別記様式2及び1の(1)~(12)の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

第21条 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数9日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が9日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

(港湾工事及び港湾海岸工事を除く)

- ※猛暑日とは、8時から 17 時までのWBGT値が 31 以上の時間を足し合わせた 日数 (休日を除く) とする。WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載 されている観測データによる。
- 1 現場環境改善費に要する費用 (熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く) 設計図書に現場環境改善費率分が計上されている場合は、施工条件明示書に記載され た内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容 について、率分で計上されている金額を上回っていることを事前に確認し、実施後には 積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。
- 2 熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うとともに、協議により認められた費用については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第22条 コンクリート水路補修工事

1 本工事施工にあたっては、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル」 【開水路補修編】を参考にするとともに、「開水路補強工事の施工管理項目等参考例」に準じて実施する。

ただし、上記のマニュアル及び施工管理項目に疑義がある場合は、監督職員と協議 するものとする。

施工条件明示書

工事番号 7 土工

第30号

明示事項 (説明書)

【工程関係】

- 1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・無
- 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・無
- 3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・無
- 4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・無
- 5. その他・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・無

施工条件明示書

工事番号 7土工

第30号

明示事項 (説明書)

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・無

【工事用道路関係】

施工条件明示書 工事番号 7 土工 第30号 明示事項 (説明書) 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 経路、期限の制限・・・・無 (2) 使用中及び使用後の処置・・・・無 2. 仮設路を設置する場合 (1) 安全施設等の設置の必要・・・・無 (2) 工事終了後の措置・・・・撤去 (3)維持及び補修の必要・・・・無 3. 一般道路の占用の必要・・・・無

施工条件明示書

工事番号 7 土工

第30号

明示事項 (説明書)

【仮設備関係】

- 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・無
- 2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・無
- 3. 仮設備の設計条件・・・・無

【建設副産物関係】

- 1. 建設発生土の搬出・・・・無
- 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・無
- 3. 産業廃棄物の処理条件(*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと)・・・・・無

【公害対策関係】

施工条件明示書

工事番号 7 土工

第30号

明示事項 (説明書)

- 1. 公害防止(騒音・振動・粉じん等)のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・無
- 2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・無

【工事支障物件関係】

- 1. 地上、地下等の支障物件・・・・無
- 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・無

【排水工(濁水処理を含む)関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・無

施	丁	条	件	明	示	書
ガビ	<u></u>	$\overline{}$		ワ】	/』、	

工事番号 7土工

第30号

明示事項 (説明書)

【その他】

- 1. 工事用資機材等の保管指定・・・・無
- 2. 工事現場発生品の処理指定・・・・無
- 3. 支給資材及び貸与品・・・・無
- 4. 工事用電力等の指定・・・・無
- 5. 交通誘導警備員の配置・・・・無
- 6. その他・・・・無

工事費內訳表					
費目・工種・細別等	単位	数量	単 価	金額	摘要
本工事費					
土地改良工事					
コンクリート補修工事(東地水利組合)					
補修工					
高圧洗浄工					
高圧洗浄工	式	1			明細表 第1号
表面処理工					
表面被覆工(左官)	式	1			明細表 第2号
ひび割れ補修工					
充填	式	1			明細表 第3号

工事費內訳表					
費目・工種・細別等	単 位	数量	単 価	金額	摘要
目地補修工					
充填工	式	1			明細表 第4号
排水構造物工					
排水構造物工					
蓋版	式	1			明細表 第5号
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			

					P. 10
工	事	費 内 訳	表		
費目・工種・細別等	単位	数量	単 価	金 額	摘要
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
- 旧具优寺作习 做					
請負工事費					

明細表 第 1号 高圧洗浄工 明細表 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 高圧洗浄工 単価表 第1号 14.7Mpa m² 169 1 式 当り

明細表 第 2号表面被覆工(左官)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
表面被覆工(左官) 農業水路再生ポリマーセメントモルタル、t=6mm	m²	169			単価表 第 3 号
プライマー塗布(表面被覆工)	m²	169			単価表 第 4 号
1 式 当り					

明細表 第 3号 充填 明細表 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 金 要 ひび割れ充填工 10mm×10mm、併用、シーリンク、材 単価表 第5号 16 m 1 式 当り

明細表 第 4号 充填工 明細表 名称・規格・条件 量 摘 単 位 数 単 価 金 額 要 既設目地撤去工 機械 単価表 第6号 11 m 目地充填工 20mm×15mm、シーリンク゛材、バックアップ 材あり 単価表 第7号 11 m 1 式 当り

明細表 第 5号 蓋版 明細表 名称・規格・条件 単 位 量 単 摘 数 価 金 額 要 蓋版 再利用撤去・据付,40kg/枚以下,週休2日補正:補正しない 単価表 第8号 枚 2 1 式 当り

単価表 第 1号 高圧洗浄工 単価表 100 m^2 当り 1 金額: 内容: 14.7Mpa 量 名称・規格・条件 単 位 数 単 価 金 額 摘 要 土木一般世話役 [1] 人 0.71 特殊作業員 [1] 人 1.42 普通作業員 [1] 2. 13 人 工事用高圧洗浄機運転 35~70L/min 14.7MPa 単価表 第2号 日 0.71 諸雑費 27 % 式 1 対象額は摘要欄[1]の計 m² 当り 100) m² 当り 1

単価表 第 2号 単価表 工事用高圧洗浄機運転 当り 日 金額: 内容: 35~70L/min 14.7MPa 名称・規格・条件 単 位 量 数 単 価 金 額 摘 要 カ゛ソリン レキ゛ュラー スタント゛ リツトル 32 工事用高圧洗浄機[ガソリンエンジン駆動] 35∼70L/min 14.7MPa 1.23 日 諸雑費 式 1 目 当り 1

単価表 第 3号 表面被覆工(左官) 単価表 100 m^2 当り 金額: 内容:農業水路再生ポリマーセメントモルタル、t=6mm 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 土木一般世話役 [1] 人 1.54 特殊作業員 [1] 人 1.54 普通作業員 [1] 4.62 人 左官 [1] 人 6. 15 ポリマーセメントモルタル(表面被覆工) 農業水路再生ポリマーセメントモルタル、1800kg/m3 1, 166. 4 kg 諸雑費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計 式 1 m² 当り 100 m² 当り 1

単価表 第 4号 プライマー塗布(表面被覆工) 単価表 100 m^2 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 量 単 位 数 単 価 金 額 摘 要 土木一般世話役 [1] 人 1.27 特殊作業員 [1] 人 1.27 普通作業員 [1] 1.27 人 プライマー(表面被覆工) 湿潤面エポキシ樹脂系プライマー、0.45kg/㎡ kg 52.2 諸雑費 式 1 対象額は摘要欄[1]の計 m² 当り 100 m² 当り 1

単価表 第 5号 ひび割れ充填工 単価表 10 当り m 内容: 10mm×10mm、併用、シーリング 材 金額: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 土木一般世話役 [1] 人 0.55 特殊作業員 [1] 人 0.88 普通作業員 [1] 人 1.08 プライマー(ひび割れ充填) ひび割れ充填用プライマー、ウレタン樹脂系、200g/m2 kg 0.08 ひび割れ充填用シーリング材 1成分形ポリウレタン系シーリング材、1350kg/m3 2.57 kg 諸雑費 式 1 対象額は摘要欄[1]の計 m 当り 10 m 当り 1

単価表 第 6号 既設目地撤去工 単価表 100 当り 1 m 金額: 内容:機械 名称・規格・条件 単 位 量 数 単 価 金 額 摘 要 土木一般世話役 [1] 人 1.6 特殊作業員 [1] 人 3.8 普通作業員 [1] 人 3.4 諸雑費 式 1 対象額は摘要欄[1]の計 m 当り 100 m 当り 1

単価表 第 7号 目地充填工 単価表 100 当り m 内容: 20mm×15mm、シーリンク *材、バックアップ材あり 金額: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 額 摘 要 価 金 土木一般世話役 [1] 人 1.5 特殊作業員 [1] 人 5.8 普通作業員 [1] 人 2.2 目地充填用シーリング材 1成分形ポリウレタン系シーリング材、1350kg/m3 kg 48.6 プライマー(目地充填) 目地充填用プライマー、ウレタン樹脂系、200g/m2 0.72 kg 諸雑費 式 11 % 1 対象額は摘要欄[1]の計 m 当り 100 m 当り 1

単価表 第 8号 蓋版		単価表	表		(1)
金額: 内容:再利用撤去·据付,40kg	/枚以下 , 週	圏休2日補正:補正し	たい		1 枚 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単 価	金額	摘 要
蓋版 コンクリート製・鋼製 40kg/枚 時間的制約:無	枚	1. 0			週休2日補正:補正しない
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
*** 施工条件 *** : 再利用撤去・据付					
週休2日補正 : 週休2日補正:補正	Eしない				

諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 7年10月20日
単価適用地区	安芸土木事務所 1地区(南部地区)
工種区分	コンクリート補修工事
ICT補正(3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正(共通仮設費)	中山間地域
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正(現場管理費)	中山間地域
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	35%を超える(1.00)
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない